

令和2年5月25日

教育委員会第5回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第5回定例会記録

◇開会年月日 令和2年5月25日（月曜日） 午後 4時00分開会

午後 4時47分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員等 5名

教 育 長	境 直彦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	今 井 多貴子 君	委 員	遠 藤 俊 子 君
委 員	杉 山 昌 行 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	及 川 伸 一 君	事 務 局 次 長	佐 藤 由 美 君
事 務 局 次 長 (教 育 改 革 担 当)	稲 井 浩 樹 君	教 育 総 務 課 長	石 井 透 公 君
学 校 教 育 課 長	山 内 芳 明 君	学 校 管 理 課 長	今 野 順 子 君
生 涯 学 習 課 長	橋 本 泰 仁 君	複 合 文 化 施 設 開 設 準 備 室 長	千 葉 正 喜 君
体 育 振 興 課 長	阿 部 洋 君	石 巻 中 央 館 公 民 館 長	保 原 恵 美 子 君
図 書 館 長	武 山 雄 子 君		

◇書 記

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	阿 部 潤 君	教 育 総 務 課 教 主	三 浦 麻 里 子 君
教 育 総 務 課 教 主 任 主 事	久 光 雄 介 君		

◇付議事件

一般事務報告

・教育長報告

- ・令和2年度教育費に係る補正予算要求（6月補正）について
- ・石巻市社会教育及び社会体育施設における新型コロナウイルス感染予防対策に関する基本方針 ※追加議案

審議事項

第28号議案 石巻市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

第29号議案 石巻市社会教育委員の委嘱を解くことについて

第30号議案 石巻市社会教育委員の委嘱について

第31号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

その他

午後 4時00分開会

○教育長（境 直彦君） それでは、ただいまから令和2年第5回定例会を開会いたします。
本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

会議録署名委員の指名

○教育長（境 直彦君） それでは、本日の会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、杉山委員にお願いいたします。
よろしく申し上げます。

教育長報告

○教育長（境 直彦君） それでは、本日の案件に入ります。
本日の案件は、一般事務報告が2件、審議事項が4件及びその他となっております。
それでは、一般事務報告に入ります。
始めに、私から報告を申し上げます。
始めに、先ほど阿部委員に市長より教育委員の辞令交付が行われました。そのことを前もって報告を申し上げます。
次に、今月の学校の状況について報告いたします。
市立学校は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等により、4月15日より臨時休業に入っております。これまでの経緯を時系列にまとめました。4月30日の定例委員会で報告をした以降の新型コロナウイルス感染症対策について御報告申し上げますので、別冊1の1と別冊1の2をお開き願います。
新型コロナウイルス感染症防止対策の経過についての②になります。
5月14日、内閣官房より緊急事態宣言の区域変更等について事務連絡があり、5月31日までと8都道府県に拡大したとのことです。それと同時に、別冊1の2の資料1に、カラー刷りで、人との接触を8割減らす等のポイント及び新しい生活様式の実践例という形でこのような指示が出ているところでございます。参考までによりしくお願いしたいと思います。
その後、国の動向を受けまして、宮城県では5月15日付けで県の教育長が学校再開に向けた対応等についてという文書を発出しております。それを受けまして、5月16日に石巻市の新型コロナウイルス等対策本部会議において、イベント等公共施設及び小・中学校、高等学校の臨

時休業について、5月16日から徹底した感染予防対策を講じた上で準備が整い次第、順次公共施設等を開始し、学校については6月1日から再開すると、それまでの間、先週と今週になりますが、部分登校日を設けて各学校が行っていくということでございました。

各小・中学校では5月18日以降の先週と今週において、学年別や地域別、あるいは部分登校に関し各学校は工夫をして防止対策を図り、登校日を設置し、学校生活への適応を図っております。これにより、来週6月1日から通常の学校生活を始めることとしております。

なお、今年度の4月から5月までの臨時休業をしていた分の授業日数があるわけですが、今年度の教育課程を再度編成するために、この後の審議事項において夏季休業について御審議いただくことにしております。

以上が経過でございます。後で御覧いただきたいと思っております。

次に、市議会の第2回定例会は6月4日に開会し、22日までの19日間を予定しております。

以上で、私からの報告といたします。

質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

令和2年度教育費に係る補正予算要求（6月補正）について

○教育長（境 直彦君） なければ次に、令和2年度教育費に係る補正予算要求（6月補正）についての報告を教育総務課長からお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） それでは、令和2年度教育費に係る補正予算の要求について御説明申し上げます。

表紙番号2、一般事務報告資料の1ページから3ページをお開き願います。

本報告につきましては、令和2年石巻市議会第2回定例会に提案するため、現在事務局で編成作業を行っている教育費関連の予算要求について報告するものでございます。

それでは、主な内容について御説明いたします。

始めに、歳出から御説明いたしますので、2ページを御覧願います。

番号1、学校安全総合支援事業費では、県の事業採択を受けたことに伴い、事業に要する経費を要求しております。

次に、番号2、文化財保護管理費では、県道石巻鮎川線復興道路事業に伴う中沢遺跡発掘調

査実施に要する経費を要求しております。

次に、番号3、図書館活動費（新型コロナウイルス対策分）では、感染症対策として図書の紫外線消毒器購入に要する経費及び蔵書の充実のために要する経費を要求しております。

次に、番号4、複合文化施設管理費では、複合文化施設開館に関するイベント及び開館記念事業実施に要する経費を要求しております。

次に、番号5、植立山公園管理費では、多目的広場設置に係る工事請負費を要求しております。

次に、番号6、総合運動公園施設整備事業費では、昨年石巻市議会にて石巻市総合運動公園内における陸上競技場早期建設の実現に関する請願が採択されたことに伴い、整備に関する基礎調査に要する経費について要求をしております。

次に、債務負担行為について御説明いたしますので、3ページを御覧願います。

番号1、複合文化施設管理費では、複合文化施設開館に伴う各イベント等の実施に当たり3か年の事業期間を要するため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、1ページにお戻り願います。

番号1、地方創生臨時交付金（図書館活動事業）から番号3、埋蔵文化財発掘調査委託金につきましては、歳出に計上いたしました各種事業費に係る国県支出金等を要求するものであります。

次に、番号4、災害復旧費寄附金（教育委員会分）では、東日本大震災に伴う学校教育等に関して寄せられた寄附金を要求しております。

以上が今回の補正予算の概要となりますが、要求内容及び要求額は現時点のものであり、今後の編成作業の過程で変更となる場合がございますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして、御質問等はございませんでしょうか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

日程追加について

○教育長（境 直彦君） それでは、ここで委員の皆様にお諮り申し上げます。

本日の議事日程に一般事務報告、石巻市社会教育及び社会体育施設における新型コロナウイルス感染予防対策に関する基本方針についてを追加して報告したい旨、事務局から申出がありましたので、石巻市教育委員会会議規則第11条の規定に基づき議事日程に追加することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、議事日程に追加いたします。

石巻市社会教育及び社会体育施設における新型コロナウイルス感染予防対策に関する基本方針

○教育長(境 直彦君) それでは、石巻市社会教育及び社会体育施設における新型コロナウイルス感染予防対策に関する基本方針についての報告を生涯学習課長からお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(橋本泰仁君) それでは、石巻市社会教育及び社会体育施設における新型コロナウイルス感染予防対策に関する基本方針について御報告申し上げますので、表紙番号4の1ページを御覧願います。

5月15日付けで宮城県が緊急事態措置を実施すべき区域の指定解除を受けたことにより、本市は5月16日に第9回対策本部会議を開催し、イベント等や公共施設の考え方を示しました。

これを受けて、当委員会では、社会教育及び社会体育施設の再開に向け徹底した感染予防対策を講ずるための基本的事項を本基本方針として定めたとところであります。今後は、この基本方針等により各施設のガイドラインを作成し、感染予防対策の徹底及びアルコール消毒用品等の準備を整えた上で施設の再開を順次行ってまいります。

また、所管する指定管理施設に関しても指定管理者が作成したガイドライン内容と諸準備状況を担当課が確認の上、指定管理者と施設の再開日時及び再開内容等について協議し、教育長の決裁を経て再開することとしております。

それでは、基本方針の概要について御説明申し上げます。

第1項については、ただいま説明申し上げた基本的事項を定めた経緯を記載しております。

第2項の基本的な考え方では、施設の運用に当たっては、利用者等が新しい生活様式の内容を踏まえて行動することを前提とし、施設管理者は管理リスクに応じた感染予防ガイドラインを作成し対策を講ずるとともに、指定管理者にも同様の対策を求めることを定めております。

第3項の感染予防対策における基本的事項では、(1)として、利用者が遵守すべき基本的

事項、2ページになりますが、(2)として、職員等の安全確保のための基本的事項、(3)として、施設運営に当たっての基本的事項を定めております。

続きまして、4ページとなります。

第4項では、休止を継続する施設等では、施設管理のリスク評価の結果、感染予防対策が十分に講じられない施設等について、引き続き利用を休止することをうたっております。

第5項は、適用期間を定めたものです。

本基本方針の適用は、令和2年5月21日から5月31日までとしており、これは宮城県における感染症対策期間と合わせたものでございますが、今後の動向等を踏まえ、適宜見直しを行ってまいります。

第6項のその他では、本基本方針に定めるもののほか業種別の感染拡大予防ガイドライン等を参考に各施設の特性に応じた感染予防対策を講ずるものと定めております。

次に、資料5ページを御覧願います。

これは現段階で再開した施設、再開に向けて準備中の施設、管理面等の問題から再開を見合せている施設を記載しているものです。図書館においては、この基本方針に先立って、独自のガイドラインを定め、5月19日より業務の一部を再開し、指定管理施設である石巻市河南パークゴルフ場及び石巻市桃生植立山公園パークゴルフ場については、指定管理者作成のガイドラインの内容と諸準備が整ったことを確認したことにより、5月23日から再開したものであります。

そのほか再開に向けて準備中の施設におきましては、準備が整い次第、適宜再開してまいります。

以上、石巻市社会教育及び社会体育施設における新型コロナウイルス感染予防対策に関する基本方針及び各施設の再開状況等についての報告といたします。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対して御質問等はございませんか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 今の説明の中で確認なのですが、5ページのところで、再開予定施設の中の河南室内プールというのは、これ遊楽館のプールのことでよろしいのですか。

○生涯学習課長（橋本泰仁君） はい、そうでございます。

○委員（今井多貴子君） 予定がないということは、まだ確定はしていないということですね。

○生涯学習課長（橋本泰仁君） 6月1日に向けて今準備を進めているところでございます。

○委員（今井多貴子君） 6月1日ですね。河南室内プールなのですが、子供たちの使う時間帯と一般の方々が使う時間帯がほぼ同じ場合がありますよね。習っている子供たちと、一般の人たちが入っていくので、更衣室が大人と子供が共同で使う形になるのを、何か施設の切替えというのですか、使う時間帯をずらすというわけにはいかないでしょうか。子供たちは大丈夫なのですが、中が狭い上に密集しているのです。もちろん水泳ですから、マスクを取っていて、にぎやかにお話をされたりとかという時間帯と子供たちがクラス別に入ってくる時間帯が同じになってしまうことについて、何か一工夫していただけたらいいかなと思います。

○教育長（境 直彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋本泰仁君） 今、委員のおっしゃったことはごもっともでございます、施設側と、今お示した基本方針とガイドラインの突合、整合性の確認を行っているところで

基本、フリースペースのようなところでの談笑などはお控えいただくようにということは盛り込んでおりますし、それから最も懸念される更衣室やシャワー室などの利用方法については、従来どおりのやり方では当然適切ではないものですから、一定の制限をかけて行う方向で今詰めているところでございます。

○委員（今井多貴子君） よろしくお願ひします。

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

○委員（今井多貴子君） はい。

○教育長（境 直彦君） ほかにございませぬか。

よろしいですか。

（「はい」との声あり）

第28号議案 石巻市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

○教育長（境 直彦君） なければ、次に審議事項に入ります。

第28号議案 石巻市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（山内芳明君） それでは、第28号議案 石巻市立学校の管理に関する規則の

一部を改正する規則について御説明を申し上げます。

資料1の1ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症防止対策として、本年度に限り小・中学校の夏季休業日を変更しようとするものであります。

詳細につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、資料3の1ページをお開き願います。

小・中学校の夏季休業日につきましては、本則第3条第1項第3号で7月21日から8月25日までと規定しておりますが、新型コロナウイルス感染症防止対策のため4月15日から5月31日までの間の29日間を臨時休業としたことに伴い、教育課程を再編成する必要があることから、附則において、本年度に限り夏季休業日を8月8日から8月19日までに変更し、必要とする標準時数を確保しようとするものであります。

なお、桜坂高等学校につきましては、義務教育における教育課程と異なりますことから、本則第40条において準用する高等学校には適用しないこととするものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんでしょうか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 資料中⑦の、主な市町村の小・中学校の夏季休業期間の変更というところで、女川町が8月1日から8月22日までの22日間の休業日ということになっていますね、あとはほぼ同じです。ということは、女川町はその10日間の授業はこれまで確保できていたという認識でよろしいのでしょうか。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山内芳明君） 女川町につきましては、小中一貫校の準備ということで、その引っ越し作業に入りますので、そのために8月1日から夏季休業ということになっております。本市とは夏季休業日は異なりますけれども、女川町として、各校の努力していきたいということを聞いております。

以上です。

○教育長（境 直彦君） 新しい校舎への引っ越し作業が8月に入ってから1週間分あり、その期間は授業ができませんので、夏季休業とするということになってございます。あとは小・

中学校で何としても確保するというございます。

○委員（今井多貴子君） はい、了解いたしました。

○教育長（境 直彦君） そのほかございませんでしょうか。

遠藤委員。

○委員（遠藤俊子君） 臨時休業中の授業時数や日数を計算すると、ほぼ短縮した分が夏休みである程度補完されているような計算かと思って見てきたのですが、子供の現状としては、この2か月間、3月からだと3か月間自宅という形で、分散登校等、各校で工夫をしながら学校に慣れるような準備をなさってきたのかとも思うのですが、私が心配しているのは、日数はあるけれども、急に今までどおりの時数で実施するというのは難しいのだろうなど。先ほどの資料の中に、文科省からは、ある程度緩やかな形で学びを保障してやることも可能ですよという資料があったので、それは許されるのですが、時数が今までのようなカウントで学習を進めることが難しいということを懸念しているわけですので、そのあたりの工夫の具体例といえますか、どのようなことがあるのか知りたいと思いましたので、お聞かせいただければと思います。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山内芳明君） まず、子供たちが通常の学校生活再開に向け、そのリズムにうまく順応できるかという部分につきましては、先週そして今週と段階を踏んで各学校で登校日を設けながら段階的に増やし、そして6月1日の再開のリズムに乗せられるようにということで各校で工夫しております。

それから、2点目の標準時数等につきましては、文科省では非常災害等の場合、標準時数を必ずしも確保しなくてもいいというように示してはおりますが、その確保した標準時数につきまして小・中でそれぞれ小6、中3、1,015時間というところの確保は、今回の夏季休業短縮において最大時数、そこにお示ししましたように1,128時間の確保は一応数字上はあります。

しかし、各学校におきましては、行事等でその時数が削られることは今後考えられます。そこで工夫としましては、今、各学校で新しく教育課程の編成をし直し、そしてそれぞれの単元で、例えば20時間単元のところを授業時数を組み直しながら18時間等で子供たちに授業の質を高めながら、その学習内容をしっかり理解させるというような工夫などをし、それから家庭学習でその分を補ったりするというような形で対応しているところです。

いずれにしても、授業時数よりも大切なのは、履修した内容を子供たち一人一人が履修漏れのないように、積み残しのないようにということが大切になってきますので、その辺について

今各学校で年間の時数と照らし合わせながら、各教科の単元の指導計画を作成しているところ
です。

以上です。

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

○委員（遠藤俊子君） 基本的には今年度のこの教育過程で計画されていることは今年度内で
履修をさせるという基本的な考え方でいろいろ行っていこうということですね。

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 別なことなのですが、第2波やまた新たなということへの対策も並行
して、恐らく検討はなされていると思うのですが、もしかすると冬寒くなり、またこういう事
態になったりすると、この学年だけで2回も臨時休業のようなことになると大変なので、出来
る限り臨時休業をせずに済むような何か対策ということも考えておいたほうが良いと思うので
すが、何か検討はされているのでしょうか。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山内芳明君） 第2波、第3波というところ、それも危惧されるところであ
るかと思います。長期休業の短縮につきましては、今回夏季休業の短縮のところでも多く短縮を
し、冬季休業については今のところ予定どおり確保しております。もし今後、秋から冬にかけ
て第2波、3波があつて臨時休業せざるを得ないときは、冬季休業についても場合によっては
短縮というようなこともあり得るということを想定しながら、今のところ冬季休業はそのまま
残して確保しているところでございます。

以上です。

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

○委員（杉山昌行君） 例えば、そのオンライン授業とかウェブ授業の準備などは進んでい
るのでしょうか。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山内芳明君） オンライン授業につきましては、子供たちに、w i f i また
インターネット等の環境が整備されているかというのと、されていない家庭もございます。現在、
各学校でその環境が整っていない家庭がどれくらいあるかという照会をかけているところでご
ざいます。すぐにその部分については、なかなか解決することが難しい状況ではありますが、
冬季、また第2波、第3波が来たときのためにということで、子供たちのその数を確認しなが

ら、できる限り全ての子供たちに等しい教育ができることを目指して、いろいろ検討しているところでございます。

以上です。

○教育長（境 直彦君） オンラインで行えば授業日数がカウントできるのではなく、そこはもう1回元に戻り授業は授業で行わなくてはいけないということではあります。

そのほかにございませんでしょうか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） オンライン授業、ウェブ授業のことにに関してなのですが、今、教育長からいただいた答えで少しほっとしたところがあります。

オンライン授業などは、高校生や中学生ぐらいであればいいのですが、小学生の場合は、基本人間を育成するための期間であって、育むということを絶対忘れてはいけないのですね。それをオンライン授業やウェブ授業では絶対に行えない、肌と肌のぶつかり合いがあつてこそその教育であつてほしいと私は願っていますので、その確保、それも重要かと思うのですが、一番は学校です。

学校を守るということの意味においては、クラスターになっているところはどこもないわけで、成人男性、成人女性たちの責任というのは今回とても多かつたと思うのですが、子供たちがそのしわ寄せを一気に引き受けてしまつて、臨時休業という措置があつたと思うのですね。親や兄弟もあるからですけれども、それは十分承知していますけれども、できれば小学校だけは保育所や幼稚園と同じように手厚い、育むという形を忘れない教育現場であつてほしいと願っていますので、そのための努力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。

よろしいですか。

ないようでしたら、第28号議案 石巻市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第28号議案については原案のとおり可決いたします。

○教育長（境 直彦君） 次に、第29号議案 石巻市社会教育委員の委嘱を解くことについてを議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋本泰仁君） ただいま上程されました第29号議案 石巻市社会教育委員の委嘱を解くことについて御説明申し上げますので、表紙番号1の2ページを御覧願います。

本案は、令和元年6月1日から令和3年5月31日まで委嘱しております校長会選出の坂本忠厚委員より3ページのとおり令和2年4月21日付けで辞任届の提出がありましたことから、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定に基づき議決を得ようとするものでございます。なお、解嘱日は令和2年5月31日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第29号議案 石巻市社会教育委員の委嘱を解くことについては、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議ありませんので、第29号議案については原案のとおり可決いたします。

第30号議案 石巻市社会教育委員の委嘱について

○教育長（境 直彦君） 次に、第30号議案 石巻市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋本泰仁君） ただいま上程されました第30号議案 石巻市社会教育委員の委嘱について御説明申し上げますので、表紙番号1の4ページを御覧願います。

本案は、現在委嘱しております委員の任期は、令和元年6月1日から令和3年5月31日までとなっておりますが、北上地区と学校教育関係の委員各1名から辞任の申出がなされたことを受け、新たに委員2名を委嘱しようとするものであります。

北上地区より推薦いただきました西條敏幸氏は、石巻市立中学校長を歴任され、現在は保護司として活動しておりますことから、社会教育法第15条第1項及び石巻市社会教育委員に関する条例第2条第2項第2号の規定により、また石巻市立小中学校長会より推薦いただきました住吉小学校長菅原美樹氏は、宮城県東部教育事務所で社会教育主事を経験し、社会教育にも精通されておりますことから、石巻市教育委員に関する条例第2条第2項第1号の規定により委嘱しようとするものであり、専門的な見地からの御助言をいただけるものと考えております。

なお、任期につきましては、石巻市社会教育委員に関する条例第3条第1項の規定により、前任者の残任期間とするものであります。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第30号議案 石巻市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第30号議案については原案のとおり可決いたします。

第31号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

○教育長（境 直彦君） 次に、第31号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

体育振興課長から説明をお願いいたします。

体育振興課長。

○体育振興課長（阿部 洋君） ただいま上程されました第31号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱について御説明申し上げます。

表紙番号1、定例会議案の6ページを御覧願います。

現在、委嘱しております委員の任期は、令和元年11月1日から令和3年10月31日までの2年間となっておりますが、7ページの委員名簿にございます宮城県高等学校体育連盟石巻支部

より推薦されておりました黒田賢一委員が令和2年3月31日付けの退職により、同審議会委員を退任されることとなりました。そのため、石巻市スポーツ推進審議会条例第3条の規定により、新たに委員を委嘱するものであります。

委嘱する委員について御説明いたしますので、6ページにお戻り願います。

委員の任期でございますが、石巻市スポーツ推進審議会条例第5条第1項のただし書により前任者の残任期間となりますことから、令和2年6月1日から令和3年10月31日までとしております。

新たに委嘱いたします委員につきましては、石巻市スポーツ推進審議会条例第3条第2項第1号に基づく学識経験者として宮城県高等学校体育連盟石巻支部から推薦されました石巻西高等学校校長の菅野定行氏でございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第31号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第31号議案については原案のとおり可決いたします。

その他

○教育長（境 直彦君） 以上で審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員の皆様からございませんか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 子供たちの様子なのですが、各学校が時間差などいろいろな工夫を重ねてようやく学校に行く準備をしつつありますけれども、私のところに来ている子供たちの中に、体格がよくなったなという様子が結構見受けられ、運動不足がかなり深刻かなと思う子供たちが増えていたので、各学校での運動の工夫を少ししていただきたいと思いました。

それから、子供たちによっては、うちから出られなくなってしまっている家庭が結構あります。桃生などにもいます。登校日なのに行かない、そういう子供たちの現状がどうなっている

のか、6月1日以降に分かりましたら、いつの日かの定例会の日でもよろしいので、各学校の様子を知らせていただきたいと思います。

○教育長（境 直彦君） 遠藤委員。

○委員（遠藤俊子君） 学校が始まってから現れてくるのかと思いますが、親の経済状態が子供にということがよくあり、要保護もですが、学校の場合、こういうことがあると準要保護の申請が多くなったりするので、以前と比べてどのように変化しているのかと思いましたので、そのあたりもし同時であれば、来月学校が始まってからでいいのですが、お知らせいただければいいかと思います。

○教育長（境 直彦君） 始めの件は学校教育課長、2件めは教育総務課長、次回よろしくお願ひいたします。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） それ以外で何かありますか。よろしいですか。

ほかの委員方からごさいませんか。よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） それでは、課長方からありましたら。

複合文化施設開設準備室長。

○複合文化施設開設準備室長（千葉正喜君） 私から石巻市複合文化施設におけるホール等の貸し館事業に係る仮予約の受付開始について御報告いたします。

石巻市複合文化施設では施設の完成後、文化団体や市民等にホール、編集室等の貸し館を行う貸し館事業を実施いたします。今回それに向け、施設利用の仮予約の受付を次のとおり開始いたします。

文化団体や市民等の利用者は、施設完成後、施設を利用した文化芸術活動の実施に向け練習等を含めた準備を早い時期から行う必要があります、受付が早くできるよう要望いただいております。しかし、この文化施設工事は完成までに半年以上の期間があり、また、今後とも新型コロナウイルス感染症の影響が工事施工に及ぶおそれもあり、供用開始時期を決定するためにはもう少し状況を確認していくことが必要になると考えられます。

そのことから、今回の仮予約受付については、現在の工事請負契約に基づく工期で工事が終了し、その後の準備期間が終了する期間を一般使用開始時期と仮定し、条例施行までの間について受付を実施いたします。

受付につきましては、ホール、市民ギャラリーといった利用者が利用までの間の準備に時間

がかかることが想定される施設については、利用する月の12か月前から受付を開始いたします。

具体的には本年8月1日から受付を行います。初回となります8月の受付のみ施設開館後の令和3年6月1日から8月31日までの3か月間の利用に係る仮予約の受付を行います。それ以降、9月分からは翌年の9月分までについての受付を行います。研修室や練習室、会議室などについては、利用の6か月前から受付を行うこととし、本年10月1日から受付を行い、令和3年4月1日から1か月間の利用に係る仮予約の受付を行います。

今回の受付につきましては仮予約の受付となり、今後石巻市複合文化施設条例の施行後に本申請をしていただき、利用料金の徴収も併せて行う予定としております。利用者にとっては、施設の仮予約の申込みが始まることで施設利用に向けた準備を具体的に開始することが可能となり、文化芸術活動が活発になることが期待されております。

それから、もう一点なのですが、お手元のほうに水色のパンフレットを配らせていただきましたので、御覧いただきたいと思っております。

複合文化施設の愛称募集についてになります。

新聞、市ホームページ等でお知らせをしておるところですが、複合文化施設をより多くの市民の皆様に愛され親しみを持っていただける施設とするため、愛称募集を行っております。これは予定をしておりましたネーミングライツに先立ち実施するもので、期間が定められるネーミングライツよりも長い間呼称される施設の愛称になります。

募集期間は5月15日、先週の金曜日から6月5日までの3週間となっております。その後、審査を行い、7月中に愛称の決定となる予定としております。受付からちょうど10日が経過したところですが、現在郵送、電子メール合わせて3件ほどの応募がございました。委員におかれましても御応募ができますし、お知り合いの方にもぜひお勧めをいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わらせていただきます。

○教育長（境 直彦君） そのほか課長方からありましたら。

ないようでしたら、次回の定例会について事務局お願いいたします。

○書記（阿部 潤君） 次回6月の定例会につきましては、6月25日木曜日午後1時30分から開催する予定です。場所につきましては、市役所本庁舎4階庁議室で開催いたします。

よろしく願いいたします。

○教育長（境 直彦君） 以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 4時47分閉会

教 育 長 境 直 彦

署 名 委 員 杉 山 昌 行